

し 知っていますか？

どうわもんだい 同和問題とは

にほんしゃかい れきしてきはってん かてい かたち みぶんかいそうこうぞう もと さべつ
日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別によ
にほんこくみん いちぶひとびと なが あいだ けいざいてき しゃかいてき ぶんかてき ていいい じょうたい
り、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状
し にちじょうせいかつ うえ さまざま さべつ う わ くにこゆう じゅうだい
態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの、我が国固有の重大な
じんけんもんだい
人権問題です。

どうわもんだい ぶらくさべつ かいけつ む けいいい かだい 同和問題(部落差別)の解決に向けたこれまでの経緯と課題

どうわもんだい かいけつ はか くに ちほうこうきょうだんたい とも いらい
・同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来、
ねんかん とくべつそちほう もと ちいきかいぜんたいさく おこな けっか
33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきました。その結果、
どうわちく れつあく かんきょう たい ぶつてき きばんせいび ちゃくじつ せいか あ いっぱんちく
同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区
かくさ おお かいぜん
との格差は大きく改善されました。

さべつはつげん さべつたいぐとう じあん さべつてき ないよう ぶんしょ
・しかしながら、差別発言、差別待遇等の事案のほか、差別的な内容の文書が
そうふ じあん いぜん そんざい じょう さべつ
送付されたりする事案が依然として存在するほか、インターネット上で差別を
じょちょう ないよう かきこ じあん はっせい
助長するような内容の書込みがされるといった事案も発生しています。

どうわもんだい かいけつ はば おお よういん どうわもんだい こうじつ
・また、同和問題の解決を阻む大きな要因として、同和問題を口実として
きぎょう ぎょうせいきかんとう ふとう あつりよく こうがく しょせき う
企業・行政機関等へ不当な圧力をかけ、高額の書籍を売りつけるなどの、いわ
どうわこうい もんだい
ゆるえせ同和行為も問題となっています。

ほうむしょう ぜんこくじんけんようごいいんれんごうかいけいはつ
(法務省・全国人権擁護委員連合会啓発リーフレットより)



☆ 「部落差別のない社会」の実現を目指し、家庭や地域においても
ぶらくさべつ かいしやう ひつようせい りかい ふか
「部落差別を解消する必要性」についての理解を深めていきましょう。

ぶらくさべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ 「部落差別の解消の推進に関する法律」

しこう
平成28年12月に施行されました。

ほうりつ ぶらくさべつ かいしょう すいしん ぶらくさべつ しゃかい じつげん
この法律は、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現
もくてき こうふ しこう
すること」を目的として、平成28年12月16日に公布、施行されました。
だい じょう もくてき げんざい ぶらくさべつ ぞんざい じょうほうか
第1条（目的）には、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の
しんてん とみな ぶらくさべつ かん じょうきょう へんか しょう してき
進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを指摘した
うえ すべ こくみん きほんてきじんけん きょうゆう ほしょう にほんこくけんぽう りねん
上で、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっと
ぶらくさべつ ゆる にんしき もと かいしょう
り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが
じゅうよう かだい の
重要な課題である」と述べられています。

どうわもんだい ぶらくさべつ かいけつ けんせい じゅうようかだい 同和問題(部落差別)の解決は県政の重要課題です！

くまもとけんじんけんきょういくけいはつ きほんけいかく だい じかいていばん
「熊本県人権教育啓発・基本計画（第3次改定版）」には、
どうわもんだい ひ つづ かいけつ と く けんせい じゅうようかだい
同和問題は引き続き解決に取り組む県政の重要課題であり、
こんご さべついしき かいしょう む どうわもんだい じんけんもんだい じゅうよう はしら
今後も、差別意識の解消に向けて、同和問題を人権問題の重要な柱とし
けんみん きほんてきじんけん そんちよう じんけんきょういく けいはつ
てとらえ、すべての県民の基本的人権を尊重するための人権教育・啓発と
じゅうじつ はか めいき
して充実を図っていくことが明記されています。

くまもとけんきょういくいいんかい くまもとけんじんけんきょういく けいはつきほんけいかく ふ
熊本県教育委員会では、この「熊本県人権教育・啓発基本計画」を踏ま
じんけんそんちよう せいしん かんよう はか じんけんきょういく そうごうてき けいかくてき すいしん
えて、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育を総合的かつ計画的に推進し
ています。



「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年法律第109号）の条文

目的

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

基本理念

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

国及び地方公共団体の責務

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

相談体制の充実

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

きょういくおよ けいはつ 教育及び啓発

だいがく くに ぶらくさべつ かいしやう ひつやう きょういくおよ けいはつ おこな
第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

ちほうこうきやうだんたい くに てきせつ やくわりぶんとん ふ ちいき じつじやう おう ぶらくさべつ
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を
かいしやう ひつやう きょういくおよ けいはつ おこな つと
解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

ぶらくさべつ じつたい かか ちやうさ 部落差別の実態に係る調査

だいろくじやう くに ぶらくさべつ かいしやう かん しさく じっし し ちほうこうきやうだんたい きやうりよく
第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を
え ぶらくさべつ じつたい かか ちやうさ おこな
得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

ふそく ほうりつ こうふ ひ しこう
< 附則 > この法律は、公布の日から施行する。

ほうりつ しゅうぎいんおよ さんぎいん かくほうむいいんかい ふたいけつぎ
※この法律には、衆議院及び参議院の各法務委員会において、附帯決議がなされています。

しゅうぎいんほうむいいんかい ふたいけつぎ
○衆議院法務委員会における附帯決議(平成28年11月16日)

せいふ ほんぽう もと ぶらくさべつ かいしやう かん しさく せだいかん りかい さ ちいきしゃかい
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の
じつじやう ひろ ふ りゆうい ほんぽう もくてき ぶらくさべつ かいしやう
実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の
すいしん ぶらくさべつ しゃかい じつげん む てきせい ていねい うんやう つと
推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

さんぎいんほうむいいんかい ふたいけつぎ
○参議院法務委員会における附帯決議(平成28年12月8日)

くに およ ちほうこうきやうだんたい ほんぽう もと ぶらくさべつ かいしやう かん しさく じっし あ
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、
ちいきしゃかい じつじやう ふ つぎ じこう かくだん はいりよ
地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

いち ぶらくさべつ しゃかい じつげん む ぶらくさべつ かいしやう ひつやうせい たい こくみん りかい ふか
一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深
めよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を
つと か こ みんかんうんどうだんたい い す げんどうとう ぶらくさべつ かいしやう
阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施す
そがい やういん ふ たい たいさく こう あわ そうごうてき しさく じっし
ること。

に きょういくおよ けいはつ じっし あ どうがいきやういくおよ けいはつ あら さべつ う
二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことが
りゆうい しん ぶらくさべつ かいしやう し ないやう しゅほう
ないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法
とう はいりよ
等に配慮すること。

さん くに ぶらくさべつ かいしやう かん しさく じっし し ぶらくさべつ じつたい かか ちやうさ
三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を
じっし あ どうがいちやうさ あら さべつ う りゆうい
実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それ
しん ぶらくさべつ かいしやう し ないやう しゅほうとう しんちやう けんとう
が真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討する
こと。